

## 令和4年度第2回浦添市建築審査会 議事録

### 1 日 時

令和5年2月28日（火） 午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場 所

浦添市役所本庁舎6階 601会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

前原会長、伊志嶺委員、池宮委員、久高委員、親泊委員、安富祖委員

#### 【事務局】

山城建築指導課長、砂川審査係長、新垣係員、甲斐係員、大城係員

#### 【傍聴人】

0名

#### 【浦添市建築審査会条例第6条の規定に基づく関係者】

比嘉新施設建設課長、宮城建築係長、平野技査、沖係員

徳永美らまち推進課長

平古場文化スポーツ推進課技幹、兼城技査

### 4 議 事

#### (1) 議案第1号

浦添市多目的運動施設新築工事等（建築基準法第48条第1項ただし書許可）

#### (2) 議案第2号

浦添市多目的運動施設新築工事等（建築基準法第55条第3項第1号許可）

### 5 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(2)まで浦添市建築審査会条例第7条の規定に基づき、一部公開

### 6 審議結果

#### (1) 議案第1号

##### ア 審議の概要

第一種低層住居専用地域内における観覧場、スポーツの練習場、日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店の建築等に係る、建築基準法第48条第1項ただし書許可について

イ 審議の結果：法第92条の2の規定に基づき、所定の条件を付して同意

(2) 議案第2号

ア 審議の概要

第一種低層住居専用地域内における建築基準法第55条第3項第1号許可について

イ 審議の結果：法第92条の2の規定に基づき、所定の条件を付して同意

7 質疑応答

委員

新市民体育館については避難所としての機能を有するとのことだが、災害時における避難可能な収容人数はどの程度か。また、停電時の対応について教えていただきたい。

処分庁及び関係者

避難所としての収容規模については、令和5年度から防災部局が地域防災計画の見直しを行い、その中で想定避難人数等を算出し収容人数を検討する。  
また、新市民体育館については非常用の自家発電設備を有する計画としており、停電時において72時間稼働することが可能な容量を確保している。

委員

新市民体育館には、二つの国庫補助が活用されているが、すみ分けはどのようなになっているか教えていただきたい。

処分庁及び関係者

新市民体育館の本体に係る部分については防衛省の補助を、照明設備や観客席等の興行用に係る部分については、内閣府の補助の活用を想定している。

委員

対策の中で街路樹や運動公園との調和に配慮した色彩計画とあるが、具体的な内容を知りたい。高さ制限を大きく超えた計画となっていることから、景観には特に配慮が必要な建物であると考ええる。

処分庁及び関係者

新市民体育館の形態意匠については、令和4年度に改定された景観計画をもと

に、外壁に浦添織をモチーフにしたルーバーパネルの採用を考えている。なお、本計画については今後、浦添市景観審議会へご意見を諮りながら、圧迫感の軽減等について検討していきたい。

#### 委員

避難施設としての役割も有しているため、地震時におけるパネル等の落下による二次被害については十分に留意していただきたい。

#### 委員

本議案について許可の可否を判断するにあたって、定量的な判断基準はあるか。

#### 処分庁及び関係者

定量的な判断基準はないため、許可の可否については計画ごとに総合的に判断している。高さ制限に係る許可については、日影の検討結果等から当該条文に当てはまるものと判断している。公益上やむを得ないと認められるかどうかの判断については、一般的に「公の利益に貢献しているか」「地域の生活利便に寄与しているか」「地域社会への貢献に寄与しているか」などにに基づき判断している。そのほか市町村の上位計画である総合計画や、都市マスタープランなどでの地域の位置づけや、整備が必要とされている建築物であるかということも勘案し、許可の可否について判断している。

#### 処分庁及び関係者

定量的な判断基準の補足として、既存市民体育館の利用人数が令和3年度の実績で年間105,723人、月8,810人、日290人の利用がある。県総合体育館は、利用者数が日305人となっている。この数値から県総合体育館と同様に高い稼働率であり、公益性のある建築物と考えている。また、空調設備の設置より、市民生活の向上という面での公益性が確保されるものと考えている。

#### 委員

運動公園再整備計画でアンケートを実施されているが、どのような意見があったか。

#### 処分庁及び関係者

駐車場の容量不足に対する意見がある。今後、再整備基本計画構想の中で指標を出し、人流データなどを基に必要な駐車台数を割り出し検討していきたい。

#### 委員

運動公園内は市の用地か。

#### 処分庁及び関係者

公園に指定されている部分の全域が市の用地である。

#### 委員

新市民体育館が建つことで緑地が減り、また地形も谷のような地形になっていることから、雨水が最終的に国道側に流れていくと思われる。一時間当たり100ミリを超える大雨が降った際に、既存部分で雨水を許容できる想定があるか。

#### 処分庁及び関係者

陸上競技場の地下に、既存のボックスカルバートが国道向けに設置されている。設置された時期が古く資料がないため、詳細な検討はできていないが、所管の工務課と協議した結果、現時点では支障が生じていないことを踏まえ、現状にならって雨水処理について対応していく予定である。

#### 委員

既存市民体育館も含めて防災機能の充実を図っていくのか、今後の既存市民体育館の方向性について教えていただきたい。

#### 処分庁及び関係者

現時点では、既存市民体育館を残す計画としている。既存市民体育館は市民用とし、新市民体育館は興行用としての位置づけを考えている。しかしながら、令和8年には既存市民体育館が供用開始から39年が経過することとなり、老朽化などの課題は残っているため、検討委員会の中で外部有識者の意見をふまえながら検討を進めていきたいと考えている。なお、既存市民体育館は、残存する期間は避難所として活用されることが考えられるが、具体的な内容は今後検討していきたい。

#### 委員

運動公園の下に活断層はあるか。

#### 処分庁及び関係者

現時点で詳細は把握していないが、改めて確認する。

## 委員

公聴会の意見書の中にSDGsの取組みとしてエネルギー削減のために外断熱等の要望があるが、新市民体育館についてZEBへの取組はあるか。

## 処分庁及び関係者

新市民体育館においてはZEB化の検討はおこなっていないが、空調計画の中でアリーナ部分をふく射冷房方式とする計画となっている。これにより、アリーナ部分以外の部分の室外機の容量を低減するなど、二酸化炭素の排出削減に配慮した計画としている。

以上